

2012-05-22

## 学位請求論文（論文博士）提出の条件と手順

慶應義塾大学大学院文学研究科  
図書館・情報学専攻

学位請求論文（論文博士）提出に求められる条件は以下の通りとする。

### 1 慶應義塾大学の規定に従っている

慶應義塾大学学位規程

第5条 博士の学位は、研究科委員会の承認を得て学位論文を提出して論文の審査に合格し、かつ大学院博士課程の修了者と同等以上の学識があることを確認（以下「学識の確認」という。）された者に与えられる。

慶應義塾大学大学院学則

第23条 学位論文は3部作成し、指導教授を通じて文学研究科委員会に提出し、その審査及び最終試験を受けなければならない。

② 学位論文の審査並びに最終試験は、論文受理後1年以内に行う。

第115条 博士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に与えられる。

- 1 大学院博士課程を修了した者
- 2 研究科委員会の承認を得て学位論文を提出し、その論文の審査に合格し、かつ、前号と同等以上の学識を有することを確認された者

第116条 博士の学位は、その修了した研究科に応じ、大学学位規程の定めるところにより授与する。

履修要項（2011年～）

論文博士の学位申請者は、学位論文提出に先立ち、各専攻各分野における論文博士論文執筆資格審査に合格しておかなければなりません。

### 2 図書館・情報学専攻における学位請求論文（論文博士）執筆資格審査の手続き

#### (1) 学位請求論文（論文博士）提出の要件

査読制のある学術雑誌に博士論文に関係するテーマの論文3編が掲載されていること。

そのうち単著2編、その中に Library and Information Science 掲載論文を含むこと。

共著論文の場合は、第一著者であること。

査読制のある雑誌として国内で該当する雑誌は、Library and Information Science、日本図書館情報学会誌、情報処理学会論文誌である。

(2) 図書館・情報学専攻の文学研究科委員に学位請求論文（論文博士）提出希望を申し出る

(3) 学位請求論文（論文博士）検討会の開催

学位請求論文（論文博士）検討会において、学位論文のテーマおよび研究内容について発表する。この検討会は当専攻の教員の2/3以上の出席を必要とする。

1名について発表時間は45分を原則とする。検討会において、そのテーマと研究内容を出席者の多数および担当の文学研究科委員が認めた場合に、学位請求論文（論文博士）提出に向けて次の手続きを進めることができる。

研究目的、先行研究の概要、研究方法、結果の一部等を書いた研究概要書を併せて提出すること。

(4) 学位請求論文（論文博士）提出の承認

完成した学位請求論文（論文博士）を担当の文学研究科委員に提出し、担当の文学研究科委員を含む2名の教員が提出に値すると判断した場合には、専攻全体の会議にかけて、学位請求論文（論文博士）の提出を承認する。